

愛媛県立図書館における広告ポスター掲示契約書（案）

愛媛県立図書館（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、愛媛県立図書館における広告ポスター（以下「広告」という。）の掲示について、次のとおり
契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（業務の内容）

第2条 乙は、別紙愛媛県立図書館広告実施要領に基づき、愛媛県立図書館において広告を掲示
し、甲に対しその対価を支払う。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって前項の広告の掲示に係る業務（以下「業務」という。）を
行わなければならない。

（契約金額及び契約期間）

第3条 契約金額及び契約期間は、次のとおりとする。

- (1) 契約金額 円（うち消費税及び地方消費税の金額 円）
- (2) 契約期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

（契約保証金）

第4条 乙は、前条第1項第1号に定める契約金額の10分の1に相当する額を契約保証金として
支払わなければならない。ただし、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会
計規則」という。）第154条に該当する場合は免除する。

（契約金の納付方法）

第5条 乙は、契約金額を甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 乙は、前項の規定により支払期限までに契約金を支払わなかったときは、その支払期限の翌
日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等
に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基
づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を
乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるもの
とし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（業務の遂行が困難となった場合の措置）

第6条 乙は、業務の遂行が困難となり、又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を
甲に申し出なければならない。

（協議による契約の解除）

第7条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容
を変更し、又は履行を中止することができる。

（甲の解除権）

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を

解除することができる。

- (1) 乙が契約期間内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 前3号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
- (5) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月29日条例第24号。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
- (6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (8) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (9) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第9条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

2 前項の場合において、乙に生じた損害について、甲はその責を負わないものとする。

（乙の解除権）

第9条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

（契約金の返還）

第10条 納付のあった契約金は返還しないものとする。ただし、返還することが適当であると甲が認めたときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合において還付する金額は、日割り計算により算出するものとし、当該還付する金額には利息を付さないものとする。

（損害賠償）

第11条 乙は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第12条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第13条 乙は、この契約に基づく業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の費用等)

第14条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第15条 乙は、業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了又は解除の後も同様とする。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(危険負担)

第17条 この契約を締結した後、広告の掲示開始日までに甲乙双方の責めに帰すことのできない事由により生じた損害については、一切乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、松山地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第19条 この契約書に定めのない事項については、会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙双方協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和5年4月1日

愛媛県松山市堀之内
甲 愛媛県立図書館
館 長

乙

愛媛県立図書館広告実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、愛媛県立図書館（以下「図書館」という。）が館内等に広告を掲載する際に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領でいう広告とは、別表に掲げる掲示場所の掲示スペースに掲示できるポスターとする。

(広告の範囲等)

第3条 広告を実施できる者（以下「広告主」という。）及び実施できる広告の内容等については、要綱第4条の規定による。

(広告の実施方法等)

第4条 広告の実施方法及び実施箇所等に関する仕様は、別に定める。

(広告取扱業者の選定)

第5条 広告を取り扱う者（以下「広告取扱業者」という。）の選定に関し必要となる事項は、別に定める。

(広告掲載の申込み等)

第6条 広告主は、広告取扱業者に対し広告実施の申込み等を行うものとする。

(広告主の募集)

第7条 広告取扱業者は、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようにするため、広告主を公募するものとする。

2 前項の公募に当たり、広告取扱業者と図書館長（以下「館長」という。）が協議のうえ、県ホームページ等を通じて告知するものとする。

3 前2項の規定は、広告取扱業者の営業活動を妨げるものではない。

(広告主の選定)

第8条 広告取扱業者は、広告主を選定するとともに、広告実施の可否について、館長と協議しなければならない。

2 広告取扱業者は、前項の協議において、愛媛県立図書館広告事業事務取扱要領で定める書類を提出しなければならない。

(物品及び人員の準備等)

第9条 広告に必要な物品及び人員等は、広告取扱業者の責任及び負担において、

準備するものとする。

- 2 広告を掲載した箇所は、広告取扱業者の責任及び負担において、現状に回復しなければならない。
- 3 前2項の規定に関する経費は、広告取扱業者の責任及び負担において処理するものとする。

(広告内容等の修正)

第10条 館長は、広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか若しくはそのおそれがある、又は内容等に誤りがあると判断したときは、いつでも、広告取扱業者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告実施許可の取消し)

第11条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告実施の許可を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、若しくはそのおそれがある、又は内容等に誤りがあると館長が判断したとき。
- (2) その他、広告を実施することが適切でないと館長が判断したとき。

(広告取扱業者の責務)

第12条 広告取扱業者は、広告主及び広告の内容その他の広告実施に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告取扱業者は、広告の実施により県及び第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(愛媛県庁舎管理規則の遵守)

第13条 広告取扱業者及び広告主は、広告の実施に当たって愛媛県庁舎管理規則(昭和34年愛媛県規則第36号)を遵守しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 愛媛県立図書館及び愛媛県美術館に係る広告掲示取扱要領(以下「旧要領」という。)は、廃止する。
- 3 この要領施行の際、旧要領の規定に基づき現に締結されている契約により広告取扱業者が掲示する広告の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

掲 示 場 所	掲示スペース （縦）×（横）（cm）
図書館1階ロビー壁面	90×360
図書館エレベーター内壁面	100×100
図書館2階第1学習室壁面	100×250
図書館2階第2学習室壁面	100×250
図書館4階エレベーターホール壁面	100×260

愛媛県立図書館広告事業事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県立図書館広告実施の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告実施申込書の提出)

第2条 広告取扱業者は、広告事業の実施を希望する場合は、愛媛県立図書館広告事業実施申込書（別紙1）を作成の上、館長に提出し、広告実施の可否について協議しなければならない。

(行政財産の使用許可)

第3条 広告取扱業者は、行政財産の使用を伴う事業を行う場合は、行政財産使用許可申請書（別紙2）を作成の上、館長に提出し、行政財産の使用許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の許可を行ったときは、行政財産使用許可書（別紙3）を広告取扱業者に交付するものとする。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

(別紙 1)

愛媛県立図書館広告事業実施申込書

年 月 日

愛媛県立図書館長 様

(広告取扱業者)

住所 (所在地)

名 称

代表者職・氏名

印

担当者職・氏名

愛媛県立図書館広告事業について、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県立図書館広告実施要領及び愛媛県立図書館広告事業事務取扱要領を遵守の上、次のとおり申し込みます。

広 告 掲 示 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
掲 示 する 広 告 の 概 要	
掲 示 場 所	
広 告 主	(住所) (名称) (代表者職・氏名)
広 告 主 の 確 認 欄	1 過去2年間に法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反したことはない。 ・食品に係る業種の場合は、食品衛生法（食中毒）、JAS 法などの関係法令 ・工場等を持つ業種の場合は、水質汚濁防止法や工場立地法などの関係法令 ・その他、景品表示法や独占禁止法など関係する法令 (「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入してください。) (はい いいえ)
	2 過去2年間に愛媛県から指名停止措置又は不利益処分を受けていない。 (「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入してください。) (はい いいえ)
	3 消費者金融、たばこ、ギャンブル（宝くじを除く。）、法律に定めのない医療類似行為、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規制される事業を行う業種ではない。 (はい いいえ)
	4 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営又は運営に関与していない。 (はい いいえ)

※広告の掲示基準等については、次表を添付すること。

広告掲示等のチェックリスト

区分	根拠	チエック項目	確認欄
表	【広告事業実施要綱】	○広告の内容が、次のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。	
		(1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの	
		(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの	
		(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの	
		(4) 政治性又は宗教性のあるもの	
		(5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの	
		(6) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの	
示	【表示基準】	(7) その他、県有財産に広告として掲示することが適当でないと認められるもの	
		○次のいずれかに該当する内容の広告は、掲示することはできない。	
		(1) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)第 12 条第 2 項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの	
		(2) 責任の所在が不明確なもの	
		(3) 内容が不明確なもの	
		(4) 事実と異なる内容を含むもの	
		(5) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの	
		(6) 比較広告(二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。)	
		(7) クーポン付き広告(県が施策等の広報又は啓発のため作成する印刷物の場合に限る。)	
		(8) 美観風致を害するおそれがあるもの	
		(9) 国内世論が大きく分かれているもの	
		(10) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必要性がないもの	
		(11) 第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの	
		(12) その他、県有財産に広告として表示することが適当でないと認められるもの	

注 確認欄に問題がない場合は、○を記入してください。

(別紙 2)

行政財産使用許可申請書

年 月 日

愛媛県立図書館長 様

申 請 者 住所
氏 名

印

所 在 地	
使用しようとする 財産の名称及び場所	
種 類 及 び 構 造	
使用面積又は数量	(人員数)
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
関 係 図 面	別添のとおり

(別紙 3)

第 号
年 月 日

様

愛媛県立図書館長

行政財産使用許可書

年 月 日付けをもって申請のあった行政財産の使用については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、下記条件を付して許可する。

記

1 使用許可財産

使用許可財産は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 愛媛県立図書館
- (2) 所 在 地 松山市堀之内
- (3) 区 分 建物
- (4) 数 量 か所
- (5) 使用部分 申請書添付図面に記載したとおり

2 使用許可期間

使用許可期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

3 使用料

円

4 使用目的

使用者は、使用許可財産を広告事業の用に使用しなければならない。

5 保全義務

使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって使用許可財産の維持保全につとめなければならない。

6 使用上の制限

使用者は、使用許可財産について、修繕、模様替えその他の行為をしてはならない。ただし、あらかじめ書面により承認を受けたときは、この限りでない。

7 転貸の禁止

使用者は、使用許可財産を他の者に使用させてはならない。

8 使用許可の取消し又は変更

次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 使用許可財産を公用又は公共の用に供するため必要とするとき。
- (2) 許可条件に違反したとき。

9 原状回復

使用者は、使用期間が満了したとき、使用許可財産を使用する必要がなくなったとき又は使用許可を取り消されたときは、指定期日までに、当該財産を原状に回復して返還しなければならない。

10 損害賠償

使用者は、その責に帰する事由により、使用許可財産の全部若しくは一部を滅失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

11 有益費等の請求権の放棄

使用者は、使用許可財産の改良、修繕等のために支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。

12 疑義の決定

この許可条件に関し、疑義のあるときその他使用許可財産の使用について疑義が生じたときは、全て館長の決定するところによる。

13 その他

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に対して審査請求をすることができる。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方

法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第 10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第 13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。